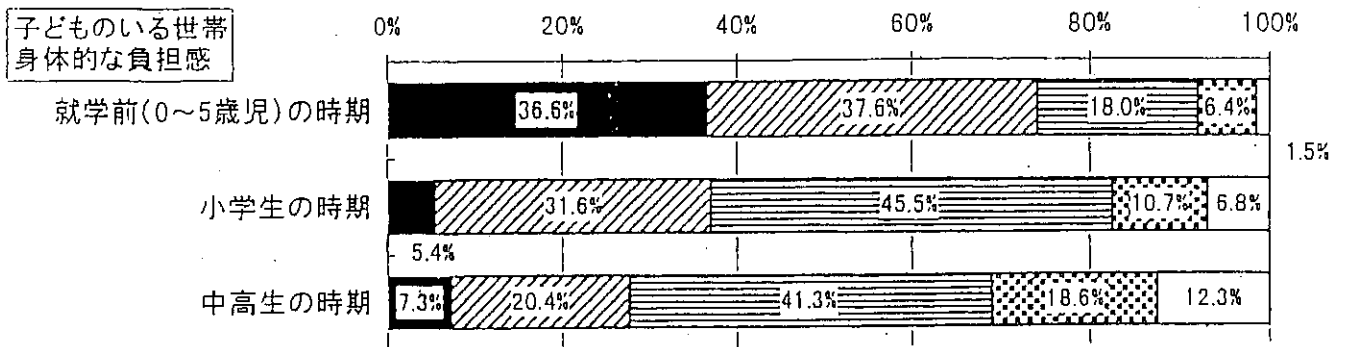


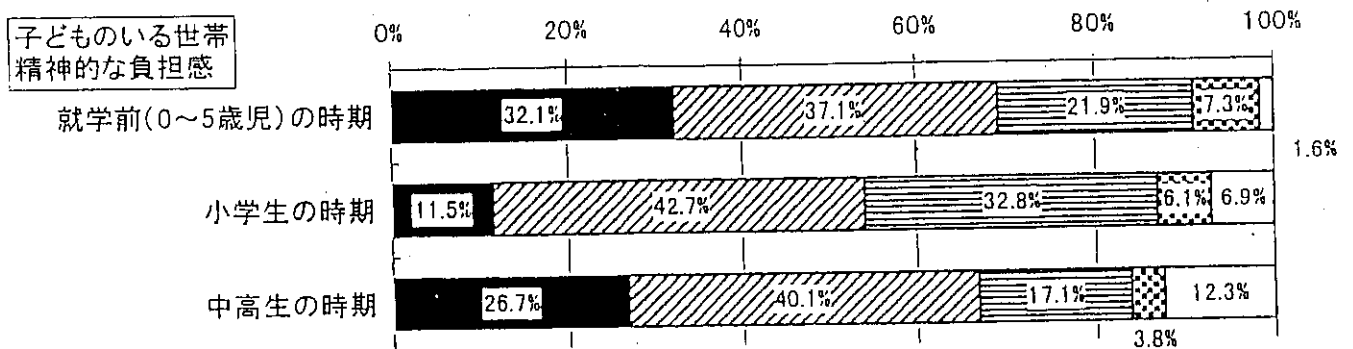
子育てにおける負担感

子育てにおける負担感(身体的負担感)

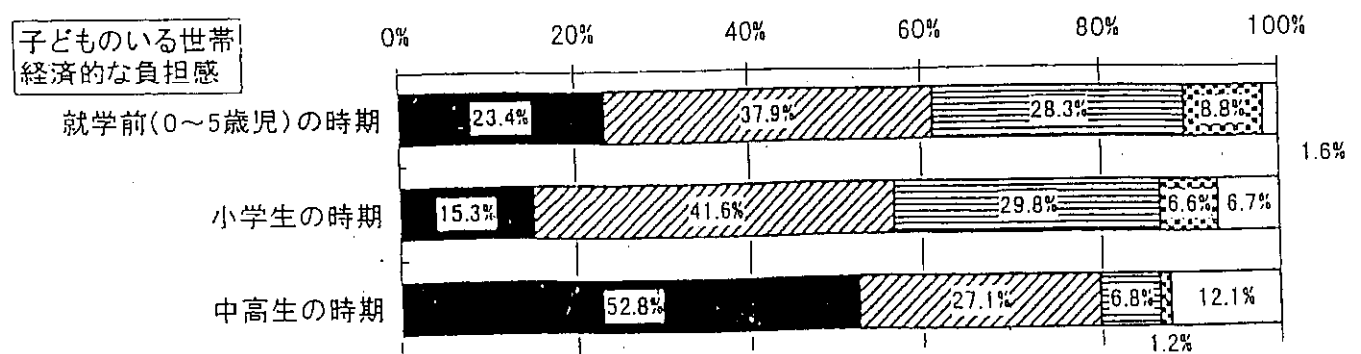


■ 大変負担である □ やや負担である ▨ 目あまり負担に感じない ▩ ほとんど負担に感じない □ 無回答

子育てにおける負担感(精神的負担感)

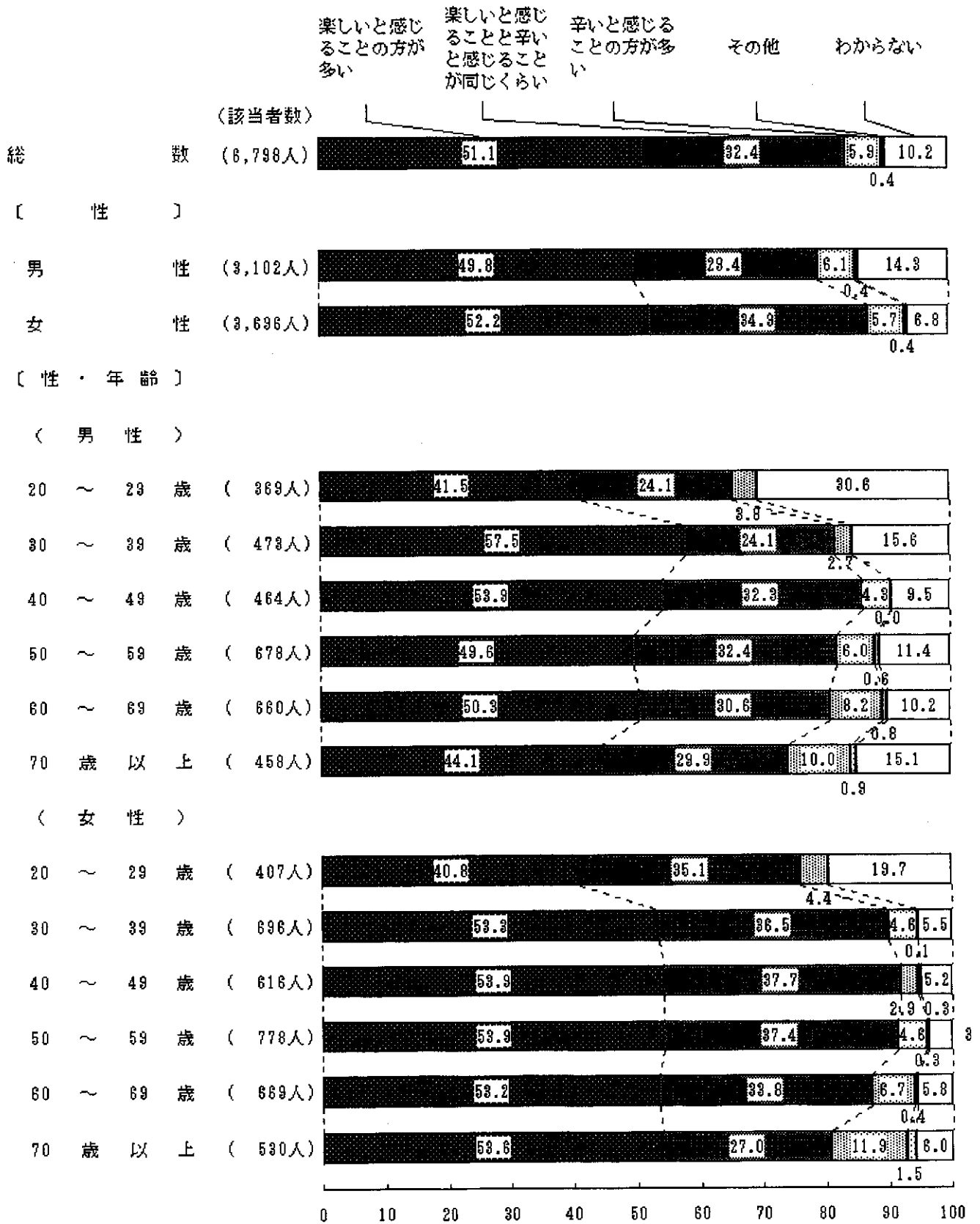


子育てにおける負担感(経済的負担感)



出典：厚生労働省 平成13年度児童環境づくり等総合調査研究事業
「子育て家庭に対する支援策に関する調査研究報告書」(平成14年3月)

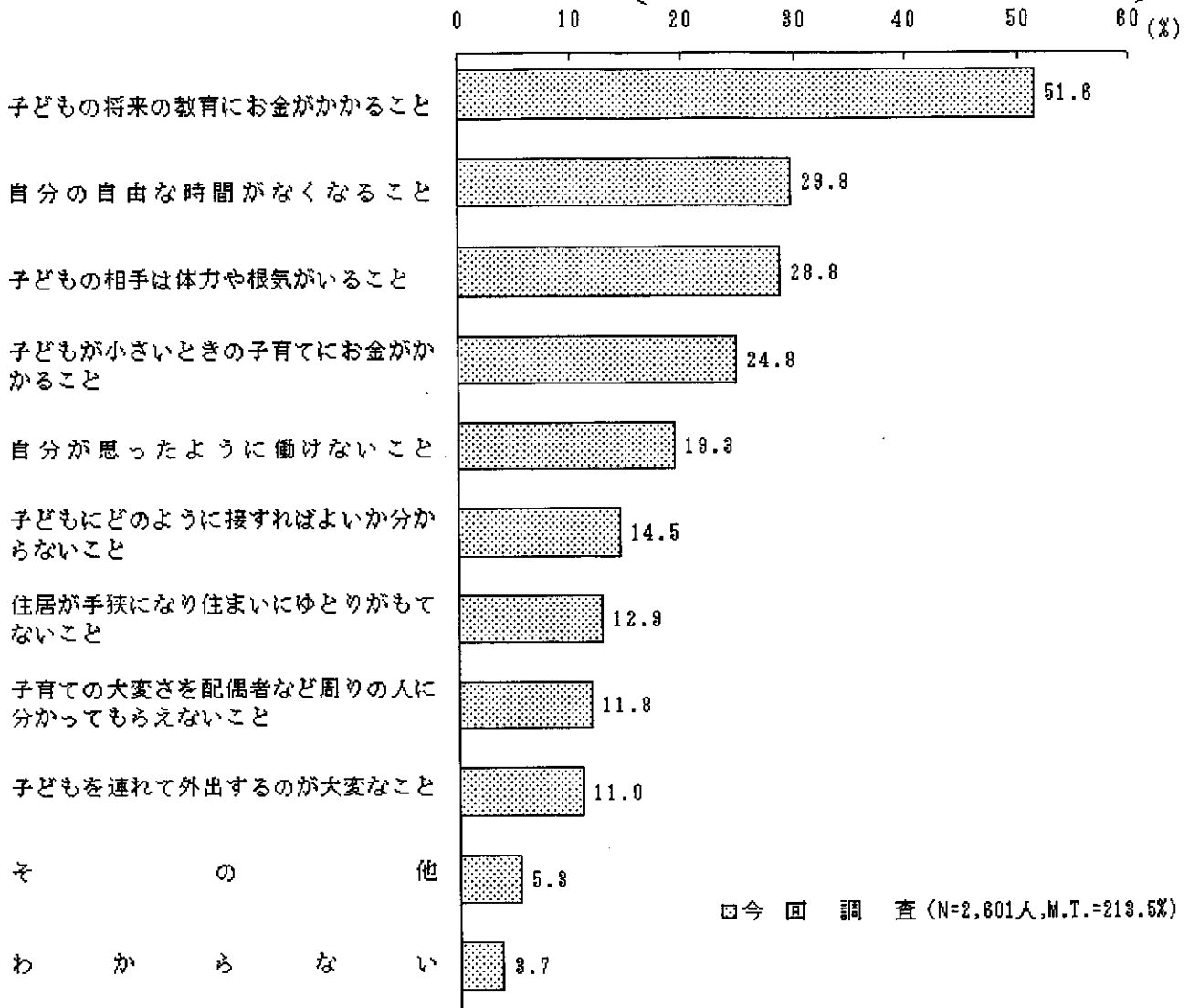
子育てを楽しいと感じるか辛いと感じるか



平成14年度 社会意識に関する世論調査 (内閣府政府広報室)

子育ての辛さの内容

子育てを「楽しいと感じることと辛いと感じることが同じくらい」、「辛いと感じることの方が多」と答えた者に、複数回答

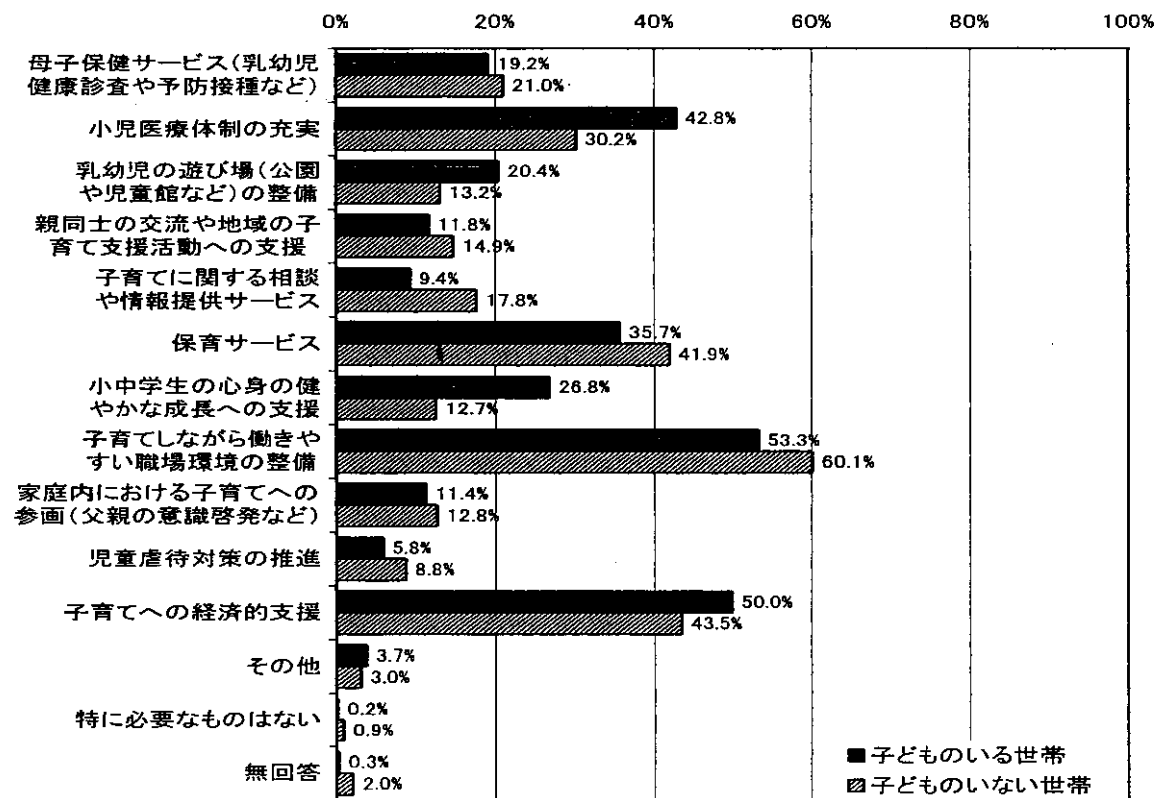


平成14年度 社会意識に関する世論調査 (内閣府政府広報室)

○今後充実が必要な施策・サービス及び支援等（複数回答、3つまで）

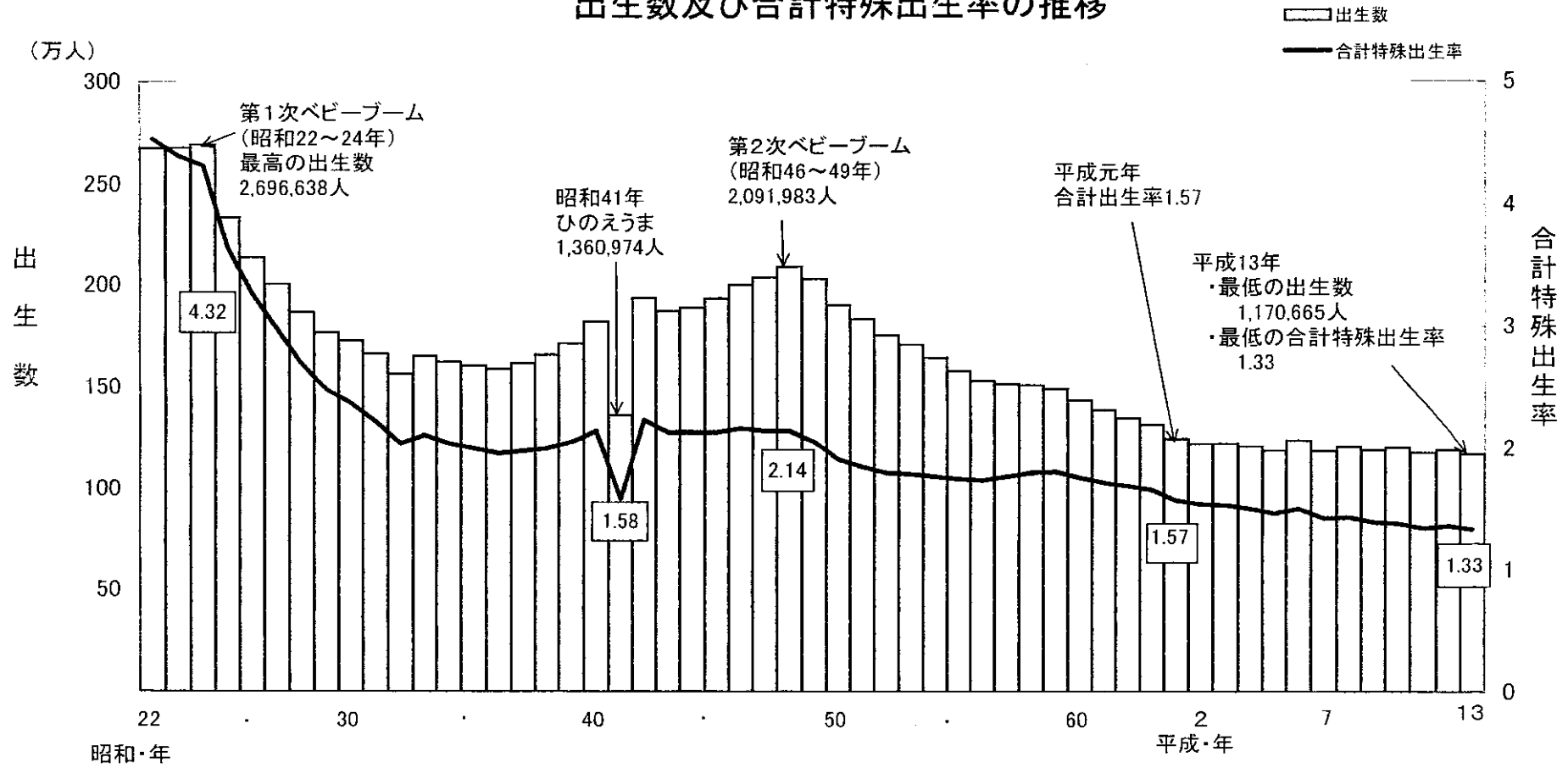
子どものいる世帯、いない世帯ともに、「子育てしながら働きやすい職場環境の整備」と「子育てへの経済的支援」が第1位、第2位を占めている。

今後充実が必要な施策・サービス及び支援等（複数回答、3つまで）



出典：厚生労働省 平成13年度児童環境づくり等総合調査研究事業
「子育て家庭に対する支援策に関する調査研究報告書」（平成14年3月）

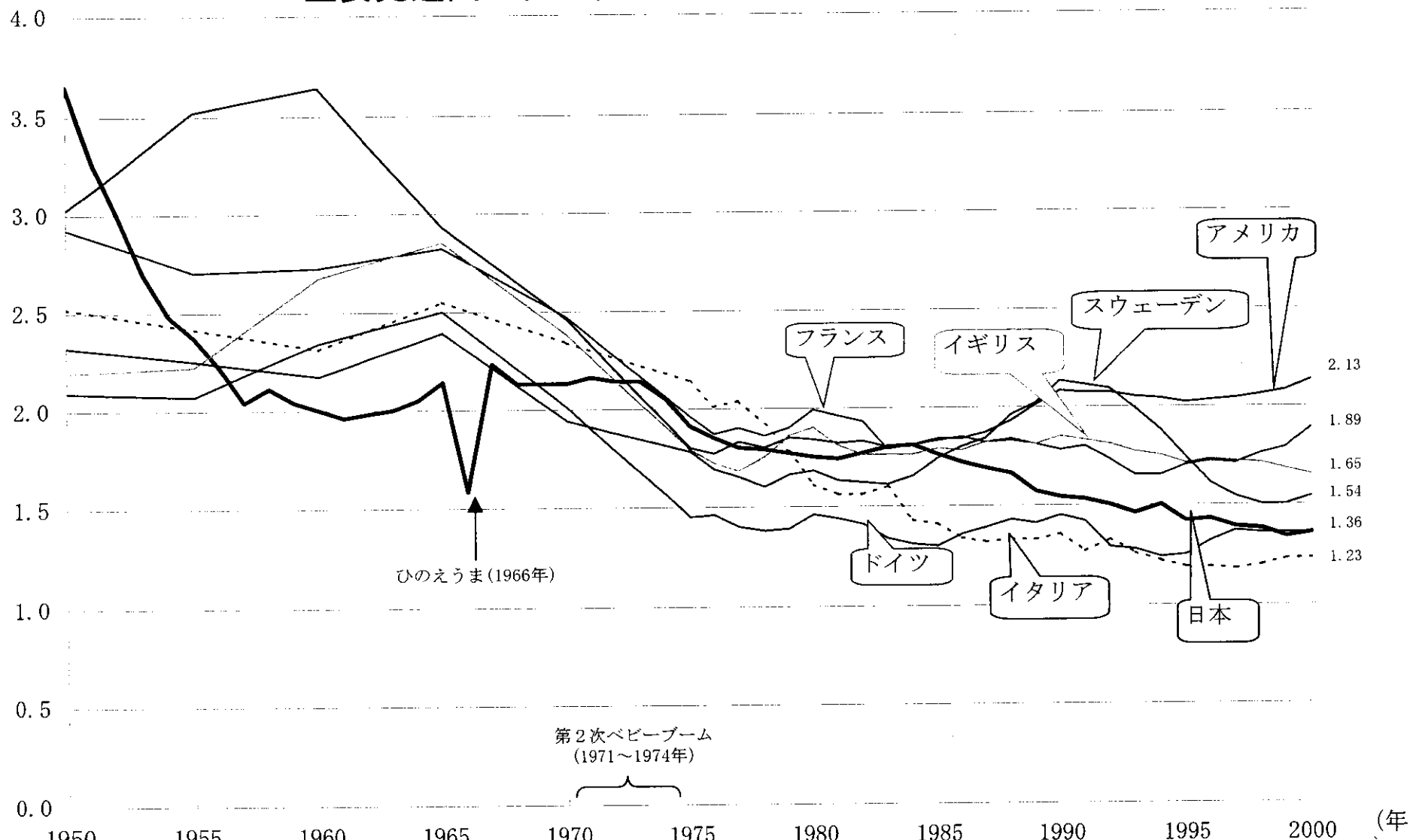
出生数及び合計特殊出生率の推移



合計特殊出生率: 15~49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの子供の数に相当する。

主要先進国の合計特殊出生率：1950～2000年

—15—



出典：諸外国 UN, Demographic yearbook及びCouncil of Europe, Recent demographic developments in Europe and North America
 日本 厚生労働省大臣官房統計情報部「人口動態統計」

日本の人口の将来

—「夫婦出生力の低下」という新たな現象により少子化が一層進行—

○晩婚化による未婚率の上昇

・25～29歳の女性の未婚率

20.9% → 54.0%
(昭和50年) (平成12年)

・50～54歳の未婚率

(昭和50年) (平成12年)
男性 1.8% → 10.1%
女性 3.8% → 5.3%

・平均初婚年齢(女性)の上昇

24.7歳 → 27.0歳
(昭和50年) (平成12年)

○夫婦出生力の低下

・夫婦の完結出生児数の見通し (平成62年(2050年))

1.96人 → 1.72人
(平成9年推計) (平成14年推計)

少
子
化
が
一
層
進
行

平成62年(2050年)における
合計特殊出生率の見通し

1.61 → 1.39
(平成9年推計) (平成14年推計)

総人口の減少

・21世紀末には人口が半減
1億2,693万人 → 1億59万人
(2000年) (2050年)

※高齢化率 35.7%

※平成18年(2006年)をピークに
総人口減少

・出生児数
120万人 → 67万人
(2000年) (2050年)

主要国における出生率の動向と家族政策

○1960年代半ば以降、欧米先進諸国で出生率が低下。

- ・ 人口学的要因・・・晩婚・晩産化の進行、ベビーブーム期（第2次大戦直後～60年代半ば）の早婚化の反動

（注）西欧諸国では同様の多くが婚外出生を伴うため、晩婚の全てがそのまま晩産につながるとは言えない。また、移民の出生による影響は小さい。

- ・ 社会経済的・技術的要因・・・女性の高学歴化・職場進出、価値観の個人主義化、青年層の失業率の上昇・窮乏化、ピル等の避妊方法の普及など

○1980年代半ば以降、国ごとに出生率の動向や家族政策の実施状況が大きく異なる。

※2000年時点の合計特殊出生率

国名 (出生率※)	アメリカ (2.13)	フランス (1.89)	イギリス (1.65)	スウェーデン (1.54)	ドイツ (1.36)	イタリア (1.23)
80年代以降の出生率	上昇傾向	比較的高水準で推移し、近年は上昇傾向	比較的高水準で推移	80年代後半に上昇後、90年代に再び低下	低水準で推移 (統合後、一時低下)	低下傾向 (世界最低水準)
出生率に影響する要因として指摘されているもの	<ul style="list-style-type: none"> ○ 25歳以上白人の有配偶出生率や25歳未満白人の婚外出生率等の上昇 ○ 出生を遅らせた人が晩産により希望子ども数へキャッチアップすること（キャッチアップ現象）による30歳代の出生率の上昇 ○ 高出生率の人種の割合が上昇していることによる影響は小さい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 同棲者の増大による嫡出出生の減少、婚外出生の増加 ○ ピル等の避妊方法の普及による計画的な婚外出生・婚前妊娠の増加、計画外出生の減少 ○ 家族政策について、出生率を底支える効果がある、という指摘はあるが、出生率を上昇させる効果は限定的、という研究が多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 10代の出生率が高いこと ○ 子どもを持つ家庭では、若い世代も含め2人以上の子どもを持つ場合が多いことなど 	<ul style="list-style-type: none"> (80年代の上昇要因) ○ キャッチアップ現象による30歳代の出生率の上昇 ○ 家族政策の効果 (90年代の低下要因) ○ 若年層中心の失業率の上昇 ○ 社会保障給付の削減による将来不安の醸成 ○ 経済の低迷 ○ 80年代後半のベビーブームの反動 	<ul style="list-style-type: none"> (旧西独の低迷要因) ○ 低い女性就労率（通常、学校が午前で終了するため幼い子どもの母親は主婦であることが前提とされる等） ○ 「3歳児神話」による保育サービスの未発達 ○ 「子ども嫌い、子どもに優しくしない社会」の伝統と子育て環境の悪化 など 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 男女の役割分担に関する伝統的意識が強い。 ○ 女性の就労が進む一方で、仕事と育児の両立のための制度やサービスが未整備。 ○ 若年層の高失業率 ○ 住宅市場の硬直化 ○ ファシズム時代の人口増強政策への拒絶感 など
家族政策の実施状況	政府は家族の問題に介入せず、主に困窮家族の救済に焦点。育児休業、児童手当、公的保育サービスは低水準。	戦後一貫して、出生促進目的の家族政策（手厚い児童手当や所得控除、高水準の公的保育サービス等）を実施。	家族による自助努力の促進や扶養責任の遂行に主眼。育児休業制度はなく、公的保育サービスは低水準。	男女平等の理念の下、出産・育児と女性の就労の両立を目指した包括的家族政策（出産・育児のための手厚い有給休業制度等）を実施。	伝統的な家族制度の維持に関心。育児休業期間の延長による母親の自宅での育児の奨励等を実施。	家族政策の努力水準は極めて低い。保育サービスは供給不足で、児童手当の支給水準は最低限。

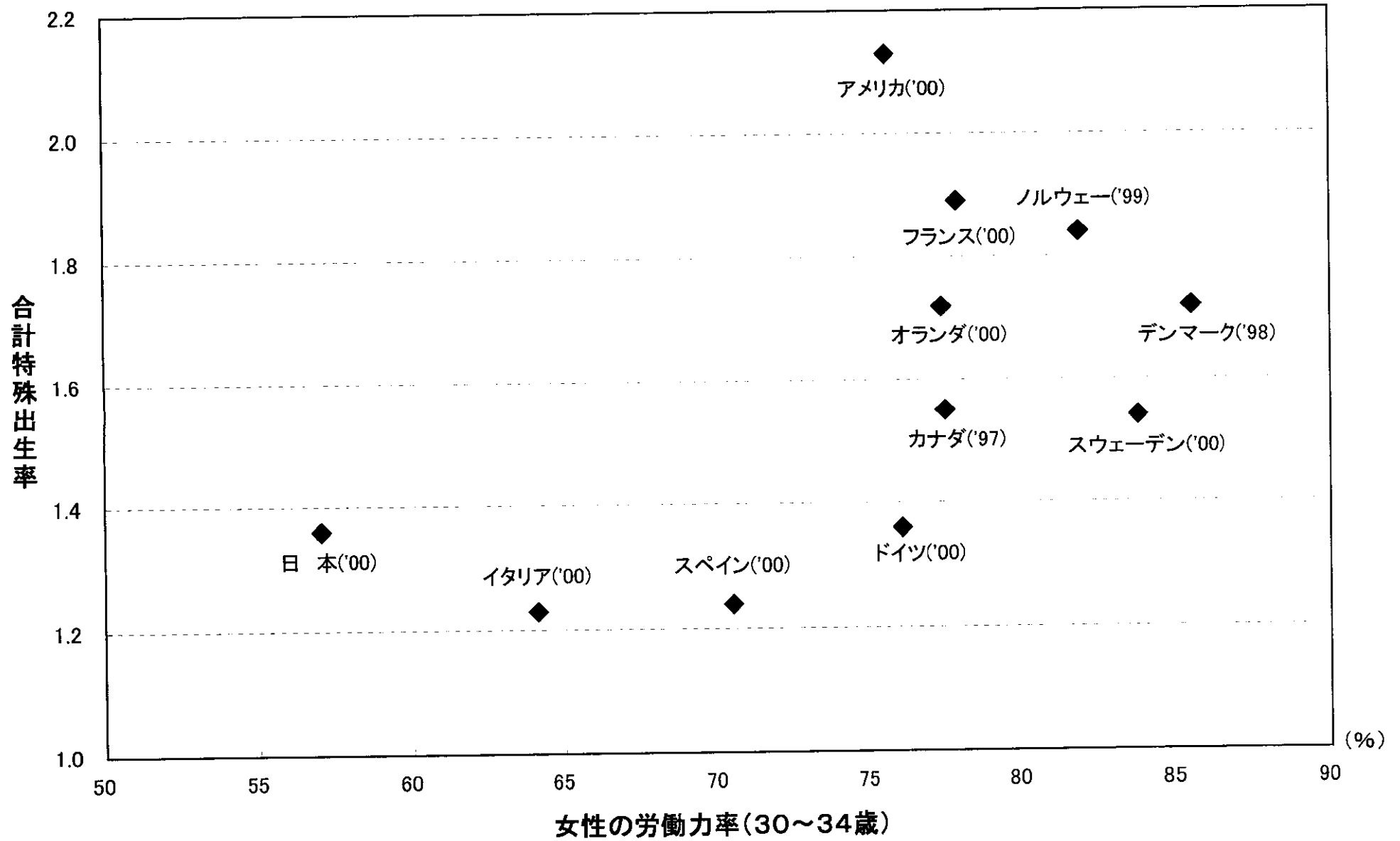
（参考文献）阿藤誠編「先進諸国の人口問題」（1996）、人口問題審議会「少子化に関連する諸外国の取組みについて」（1999）、阿藤誠「現代人口学」（2000）

少子化に関連する主要国の取り組み

	アメリカ	フランス	イギリス	スウェーデン	ドイツ	日本
合計特殊出生率の動向	60年代始めから70年代半ばに大きく低下したが、その後上昇し、90年代は2以上で推移。 【2000年 2.13】	60年代半ばから70年代半ばに大きく低下後、1.8前後で安定的に推移。近年は上昇の傾向。 【2000年 1.89】	60年代半ばから70年代半ばに大きく低下後、1.8前後で安定的に推移。近年、やや低下の傾向。 【2000年 1.65】	60年代後半から80年代前半にかけて低下後、一旦上昇に転じたが、90年を境に再度低下の傾向。 【2000年 1.54】	60年代後半より低下し、近年は94年に1.24と最低を記録するなど低水準で推移。 【2000年 1.36】	70年代半ば以降、低下傾向が継続。 【2001年 1.33】
○人口	○人口 26,760万人:97年	○人口 5,850万人:97年	○人口 5,900万人:97年	○人口 880万人:97年	○人口 8,270万人:98年	○人口 12,693万人:00年
○年少人口割合	○年少人口割合 21.6%:97年	○年少人口割合 19.9%:93年	○年少人口割合 19.3%:96年	○年少人口割合 18.8%:96年	○年少人口割合 16.1%:96年	○年少人口割合 14.6%:00年
○老年人口割合	○老年人口割合 12.7%:97年	○老年人口割合 14.5%:93年	○老年人口割合 15.7%:96年	○老年人口割合 17.4%:96年	○老年人口割合 15.7%:96年	○老年人口割合 17.4%:00年
女性の労働力率	20~24歳 73.3%(82.6%) 25~34歳 76.3%(93.4%) 35~44歳 77.3%(92.6%)	20~24歳 46.9%(55.5%) 25~34歳 78.6%(93.7%) 35~44歳 79.9%(95.9%)	20~24歳 68.9%(81.9%) 25~34歳 75.3%(93.8%) 35~44歳 77.2%(93.3%)	20~24歳 61.6%(70.0%) 25~34歳 81.9%(88.6%) 35~44歳 87.9%(92.1%)	20~24歳 68.8%(79.0%) 25~34歳 76.3%(93.9%) 35~44歳 78.9%(98.4%)	20~24歳 75.1%(71.7%) 25~34歳 56.6%(96.8%) 35~44歳 66.4%(97.7%)
現 (2000年、日本は2001年) かっこ内は男性	女性 18.2% 男性 7.9%	女性 24.3% 男性 5.3%	女性 40.8% 男性 8.4%	女性 21.4% 男性 7.3%	女性 33.9% 男性 4.8%	女性 41.3% 男性 6.2%
労働者のパートタイム労働者比率(2000年)	女性 18.2% 男性 7.9%	女性 24.3% 男性 5.3%	女性 40.8% 男性 8.4%	女性 21.4% 男性 7.3%	女性 33.9% 男性 4.8%	女性 41.3% 男性 6.2%
出産休業の期間等	連邦レベルでの期間の定めはないが、各州ごとに定められている医療を理由とする休業と同じ長さの休業が保障されている	第2子までは、予定日前6週間・出産後10週間。第3子の場合は18週、3人以上の多胎児の場合は22週に延長。	予定日前・出産後計18週間	出産前後各7週間	予定日前6週間・出産後8週間	予定日前6週間・出産後8週間
○取得可能期間	○生後又は養子縁組後1年間に12週間 ○全日休業	○3歳に達するまで最長3年間 ○全日休業、パートタイム労働(最長で通常の労働時間の80%) ○労働時間貯蓄制度により収入を得ることも可能な場合あり。また、第2子以降は育児手当(最高で月3,039フラン)の支給が可能。なお休業中は原則無給。	○5歳に達するまで13週間 ただし、1年につき最大4週間(取得は1週間単位) ○無給	○全日休業型:生後18日まで ○パートタイム労働型 :18以降8歳に達するまで ○親保険により、休業中最初の12月間は80%の所得保障、次の3ヶ月間は定額の最低保証額による所得保障。	○3歳に達するまで最長3年間 ○全日休業。ただし、30時間を超えない範囲で就労できる。 ○2歳未満児を養育する者に対して、育児手当(出産手当と合わせて月600マルク:約4万円)が支給。 ○社会保険料の免除制度あり。	○1歳に達するまで最長1年間 ○賞金の40%を雇用保険から給付。社会保険料の免除制度あり。なお、休業中は実態として17%の事業所で金銭給付がある。
○休業中の所得保障	○無給	○取得者の95%以上が女性	○男女とも12%が取得。 (1,000人対象の2000年調査。制度設計時は女性40%、男性10%が目標。)	○取得者の約30%が男性 (取得日数の約10%)	○取得者の98%が女性 ○連邦育成補助金法改正・施行(2001)(育児休業の両親の同時取得等)	○有子女性の56.4%、男性の0.4%が取得。男女比で女性97.6%(99年度調査)
○取得状況	○女性の36%、男性の34%が取得。 (2000年前後の全国調査。州による違いはある。)	○取得者の95%以上が女性	○男女とも12%が取得。 (1,000人対象の2000年調査。制度設計時は女性40%、男性10%が目標。)	○取得者の約30%が男性 (取得日数の約10%)	○取得者の98%が女性 ○連邦育成補助金法改正・施行(2001)(育児休業の両親の同時取得等)	○有子女性の56.4%、男性の0.4%が取得。男女比で女性97.6%(99年度調査)
復職の保障	○育児休業前と同じ仕事又は同等の仕事への復職の権利があり、使用者による損害賠償により担保。	○育児休業前と同じ又は同程度の職に復職でき、罰金、使用者による損害賠償、解雇手当金等の支払いにより担保。	○出産休業前の労働条件を下回らない条件で復職でき、裁判所による現職復帰命令、再雇用命令等により担保。	○育児休業前と同程度の職に復職でき、使用者による損害賠償により担保。	○育児休業前と同程度の職に復職できる。	○事業主に対して、育児休業後の再雇用につき特別の配慮を行う努力義務が課されている。
低年齢児の主要サービスの種類と利用数・定員 (利用数・定員数抽出範囲年齢)	保育所 182万人、保育校 115万人 :学齢前 家庭保育 214万人 :学齢前(93年) ※全国統一制度なし 母親(既婚)が就業する5歳未満児数:994万人(93年)	集団型保育所 13.6万人:3歳未満 家庭型保育所 5.9万人:3歳未満 個別保育者 29.3万人:6歳まで(97年) 3歳未満児数:214万人(96年)	(イングランド、97年) 保育所 19.4万人:5歳未満 個別保育者 36.5万人 :学齢期まで、半分以上が5歳未満 5歳未満児数:315万人(96年)	保育所 9.3万人:3歳未満 家庭型保育所 2.5万人:3歳未満(97年) 3歳未満児数:29万人(97年)	保育所 15.1万人:3歳未満 個別保育者 不明 ※全国統一制度なし (2001年4月現在) 3歳未満児数:240万人(94年)	保育所 55.2万人:3歳未満 (182.8万人:就学前) (2001年4月現在) 3歳未満児数:345万人(2001年)
個別保育者、家庭保育の位置づけ等	○州政府等の認可を受けたものと認可外のものがある。	○県の認可と研修受講が必要	○地方当局への登録が必要	○コミュンが実施責任(保育所との区別なし)	○州によっては個別保育者利用への補助制度あり	○家庭的保育事業を実施する市区町村に対し、必要な経費を補助
需給状況	○母親(既婚)が就業する5歳未満児数に対する利用者数 保育所→18%、保育校→12%、家庭保育→22%(その他には、親やベビーシッター等)	○保育所が不足 ○3歳未満児数に対する集団型保育所定員の割合→6%	○保育サービス全体が不足 ○5歳未満児数に対する保育所・個別保育者定員の割合→10%程度	○待機はほぼ解消 ○3歳未満児数に対する保育所・家庭型保育所利用者数→41%	○旧西独の保育所が不足 ○3歳未満児数に対する保育所利用可能人数の割合→6% (旧西独 2% :旧東独 41%)	○旧西独の保育所が不足 ○3歳未満児数に対する保育所入所児童数の割合→16%
税制	○児童扶養控除あり ○保育費用対象の控除あり	○家族除税制度(N分N乗方式) ○育児経費について控除あり	○児童扶養控除制度あり	○児童扶養控除制度なし	○児童扶養控除制度あり (児童手当との選択制)	○児童扶養控除制度あり
支給対象及び所得制限の有無	児童手当制度なし	第2子より。原則義務教育終了(16歳まで)。所得制限なし。	第1子より。原則16歳未満。所得制限なし。	第1子より。原則16歳未満。所得制限なし。	第1子より。原則18歳未満。原則所得制限なし。	第1子より。就学前まで。所得制限あり。
経済的負担	支給月額(99年) ※フランス・スウェーデンは98年 ※円への換算レートは99年4月1日現在 (参考)平均賞金(製造業、月額)	子ども2人計 682フラン(1.4万円) 3人計 1,556フラン(3.1万円) 4人計 2,430フラン(4.8万円) 5人計 3,340フラン(6.5万円) 第6子以降の子ども1人あたり 874フラン(1.7万円)	第1子 62.4ポンド(1.2万円) 第2子~ 41.6ポンド(0.8万円) ※過当たりの支払い額を規定	第1子 750クローネ(1.1万円) 第2子 750クローネ(1.1万円) 第3子 950クローネ(1.4万円) 第4子 1,350クローネ(2.0万円) 第5子~ 1,500クローネ(2.2万円)	第1子 250マルク(1.7万円) 第2子 250マルク(1.7万円) 第3子 300マルク(2.0万円) 第4子~ 350マルク(2.3万円)	第1子 0.5万円 第2子 0.5万円 第3子~ 1.0万円
軽減措置	2,599ドル(31.0万円)(2000年)	9,292フラン(18.4万円)(97年)	1,744ポンド(33.8万円)(2000年)	17,440クローネ(25.2万円)(98年)	4,444マルク(29.5万円)(99年)	41.1万円(2001年)
その他	-	○プライオリティカード 子供が3人以上いる家族全員について鉄道料金割引など	-	-	-	-

(人口問題審議会「少子化に関する諸外国の取組みについて」(平成11年6月)を一部修正)

女性の労働力率と出生率の相関



潜在的労働力率

◆ 平成3年 労働力率 □ 平成13年 労働力率 ▲ 平成13年8月 潜在労働力率

